

経済産業大臣 梶山弘志 殿  
環境大臣 小泉進次郎 殿  
消費者庁長官 伊藤明子 殿

## 容量市場制度の見直しを求める意見

生活協同組合パルシステム神奈川  
代表理事 理事長 藤田順子

私たちパルシステム神奈川は「生命（いのち）を愛（いつく）しみ、自立と協力の力で、心豊かな地域社会を創り出します」を理念とし、安心して暮らせる社会をつくるために神奈川県内で事業活動を行なっております。当組合では、県内外の産地と産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを目指しています。エネルギー分野では、パルシステムグループとして2011年に起こった東京電力福島第一原子力発電所の事故を重く受け止め、未来の世代への責任と地球環境全体への責任を自覚し、2012年に「エネルギー政策」を制定しました。「減らす」（省エネルギーの推進）、「止める」（脱原子力発電）、「切り替える」（再生可能エネルギーの普及）を柱として掲げ、再生可能エネルギーの普及などの事業・活動に取り組んでいます。

容量市場の目的は、再生可能エネルギーの拡大を見据え、長期にわたり安定した電力供給体制を効率的に確保することにあります。しかしながら今回の約定価格や制度設計は、再生可能エネルギーを積極的に導入する新電力事業者にとって事業の存続がおびやかされかねない内容となっています。さらに消費者にとっても問題点をはらんでおり、電力自由化ならびに電力システム改革の意義を損なう事態になりかねません。今回の約定価格は、逆数入札を認めたことなど制度設計上の問題があったことに因るものと考えられますが、今回の容量市場制度については、新電力にとって一方的に負担が増加し、結果的に新電力事業者が競争上不利な立場に追いやられてしまう懸念があります。「ライフスタイルや価値観に合わせ、電気の売り手やサービスを自由に選べる」という電力小売全面自由化の理念、「再生可能エネルギー主力電源化」「非効率石炭火力のフェードアウト」等の国家目標達成に向けて齟齬が生じないように、制度設計をやり直す必要があると考えます。以上の立場から、私たちは約定結果の白紙撤回と容量市場制度の再検討を強く求め、次の通り意見します。

### 1. 旧一般電気事業者が有利、新電力事業者が不利な容量市場を根本から見直すべきです。

今回この市場で落札された発電所の大部分は大型水力や原子力、化石燃料発電所であり、相対契約先の8割以上が旧一般電気事業者であると考えられます。新電力事業者の大部分、特に再生可能エネルギーを重視する新電力は、このような値引きを受けません。それにより、旧一般電気事業者が競争要件上有利な立場となり、新電力との格差がますます拡大します。容量市場については根本的な見直しが必要であり、新規参入者を含む小売電気事業の公平な競争環境を確保するためにも、旧一般電気事業者の発電部門と販売部門の完全な所有権分離を前提とするべきです。

### 2. 再生可能エネルギー供給能力等をふまえて容量市場の目標調達量を最小化する必要があります。

FIT再生可能エネルギーの供給力評価として1,179万kWが考慮されていますが、太陽光発電と風力発電の供給力は「火力代替kW価値」に基づく調整係数で割引かれるため、限定的な容量しか認められません。再生可能エネルギーを供給力として適切に評価することで目標調達量が低減し、供給力確保にかかる費用を低減することが可能です。また、目標調達量が落札結果に与える影響が非常に大きいものの、現在、偶発的・持続的需要変動や気象・低頻度リスク等を単純合計し、想定最大需要の113%となっています。安全側により過ぎた裕度を現実的なものに見直すことで、目標調達量を最小化すべきと考えます。

### 3. 減価償却を終えた発電所やCO<sub>2</sub>排出係数の高い電源の市場参加に制約を設ける必要があります。

容量市場では、落札された電源すべてに対して、kWに応じた一律の金額で補填を行う仕組みになっています。しかし、稼働年数が長く固定費の回収を既に終えた電源、あるいはCO<sub>2</sub>排出係数の大きい石炭火力に対しては、退出を促すためにも、補填を行わない、あるいは減額するなどの対応を設けるべきです。合わせて、固定費の回収をすでに終えた電源は、消費者にとっては、既に払ったものに対して更に徴収されることとなります。容量市場を落札した電源を公開し、検証できる透明な制度で運用を行うべきです。

### 4. 新電力事業者が事業継続困難となることにより、消費者にとって電力会社の選択肢が狭まるおそれがあります。

容量拠出金の規模は、多くの新電力事業者の粗利を超える水準です。拠出額捻出方法として、電気料金に上乗せし消費者に負担を強いることもできますが、電力小売全面自由化後の旧一般電気事業者との自由競争の中では、大変難しく、事業者の利益から持ち出しせざるを得ません。結果として、多くの新電力事業者が事業継続困難となることを見込まれます。2016年の電力小売全面自由化は、消費者にとっては「電力会社が選べる」ものであり、エネルギー需給の領域において消費者の選択を保障するものであったはずですが、2020年5月時点で、日本の総需要に占める新電力シェアは17.8%、最大の新電力事業者でもそのシェアは1.4%にすぎません。今回の結果、新電力事業者が総倒れする事態となれば、電力小売全面自由化そのものの成果が失われてしまうこととなります。

以上